

○那珂市家庭系ごみ集積所の設置等に関する要綱

平成31年3月29日

告示第36号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の良好な生活環境の保全を図り、家庭系ごみ収集作業の安全性及び効率性を確保するとともに、利用者と近隣住民との融和を図るため、家庭系ごみ集積所（以下「ごみ集積所」という。）の設置及び管理の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系ごみ 一般家庭の日常生活に伴って排出された廃棄物をいう。事業活動に伴って排出された廃棄物は含まない。
- (2) ごみ集積所 家庭系ごみを収集する場所のことをいう。
- (3) 住民団体 自治会その他これらに類する自治組織をいう。
- (4) 宅地分譲事業 複数の住宅用地を分譲する事業をいう。
- (5) 共同住宅等 共同住宅、集合住宅、寄宿舍、寮又は長屋である建物をいう。

(ごみ集積所を設置しようとする者の責務)

第3条 ごみ集積所を設置しようとする者は、ごみ集積所の場所の選定及び確保に当たっては、その近隣者に説明を行い、理解を得るように努めるものとする。

(ごみ集積所の設置)

第4条 次に掲げる者は、この要綱の定めるところに従い、ごみ集積所を設置するものとする。

- (1) 自らが利用するごみ集積所を設置しようとする一般住民
- (2) 宅地分譲事業の事業主
- (3) 共同住宅等の建築主又は管理者

(事前協議)

第5条 前条各号に掲げる者は、ごみ集積所の設置又は変更前に、市長と協議を行うものとする。

2 前項の協議を行おうとする場合は、ごみ集積所設置・変更に関する協議書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 位置図
- (2) 周辺道路の幅員を表示した配置図
- (3) ごみ集積所の構造に関する図面
- (4) 新たに設置するごみ集積所を利用する者が確認できる資料（住民団体による設置の場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(ごみ集積所の設置基準)

第6条 ごみ集積所は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 収集車が容易に接近することができ、安全かつ効率的に積込み作業ができる場所であること。
 - (2) 道路に面した場所であり、収集車の停車位置からごみ集積所までの距離は3メートル以内であること。
 - (3) 収集車が前進して進入可能かつ通り抜け可能な道に面していること。
 - (4) 植栽、塀、ガードレール等ごみの積込み作業に支障となる障害物がない場所であること。
 - (5) 収集車が道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する駐停車禁止区域に停車せずに、ごみを直接積込むことができること。
 - (6) ごみの積込み作業中に、収集車が停車していても通行人及び車両の通行に支障のない場所であること。
 - (7) ごみ集積所を設置しようとする土地の所有者の承諾を得ていること。
- (住民団体による設置)

第7条 住民団体がごみ集積所を設置する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 1か所あたりの利用戸数は、5戸以上とする。ただし、5戸以上を確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (2) 面積は1か所3平方メートル以上とする。ただし、3平方メートルを確保することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。
 - (3) ごみの飛散を防ぐため、ネットを設置するなど飛散防止対策をすること。
- (宅地分譲事業の事業主による設置)

第8条 宅地分譲事業の事業主がごみ集積所を設置する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 当該事業区域内に設置することとし、1か所あたりの利用戸数は、5戸以上とする。ただし、計画戸数が5戸に満たない場合で、既存のごみ集積所を利用することが可能なとき（既存のごみ集積所の管理者の同意を得ている場合に限る。）は、この限りでない。
 - (2) 面積は1か所3平方メートルを基準とし、計画戸数に0.3平方メートルを乗じて得た面積以上とすること。
 - (3) ごみの飛散を防ぐため、ごみ集積所の前面以外の三方をブロック4段積み（80センチメートル以上1メートル未満）程度で囲うなど飛散防止対策をすること。
 - (4) ごみの水分の流出を防ぐため、床面は土間打ちコンクリートとすること。
- (共同住宅等の建築主による設置)

第9条 共同住宅等の建築主又は管理者がごみ集積所を設置する場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 建築物の敷地内に設置すること。ただし、近隣の既存のごみ集積所を利用することが可能なとき（既存のごみ集積所の管理者の同意を得ている場合に限る。）は、この限りでない。
- (2) 面積は1か所3平方メートルを基準とし、計画戸数に0.3平方メートル

ルを乗じて得た面積以上とすること。

(3) ごみの飛散を防ぐため、ごみ集積所の前面以外の三方をブロック4段積み(80センチメートル以上1メートル未満)程度で囲うなど飛散防止対策をすること。

(4) ごみの水分の流出を防ぐため、床面は土間打ちコンクリートとすること。

(ごみ集積所の設置届)

第10条 ごみ集積所を設置したときは、収集の開始を希望する日の10日前までに、新規ごみ集積所設置に伴う届出書(戸建て住宅にあっては様式第2号、共同住宅等にあっては様式第3号)及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 周辺道路の幅員を表示した配置図

(3) ごみ集積所の構造に関する図面

(ごみ集積所の設置変更届)

第11条 ごみ集積所の設置場所を変更したときは、収集の開始を希望する日の10日前までに、ごみ集積所設置変更届書(様式第4号)及び次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 周辺道路の幅員を表示した配置図

(3) ごみ集積所の構造に関する図面

(ごみ集積所の廃止届)

第12条 ごみ集積所を廃止したときは、速やかにごみ集積所廃止届出書(様式第5号)及び位置図を市長に提出するものとする。

(ごみ集積所の管理者の変更)

第13条 ごみ集積所の管理者を変更したときは、速やかにごみ集積所管理者変更届出書(様式第6号)及び位置図を市長に提出するものとする。

(ごみ集積所の使用)

第14条 ごみ集積所を使用する者(以下「使用者」という。)は、当該ごみ集積所の管理者の承諾を得なければならない。

(ごみ集積所の管理者及び使用者の責務)

第15条 ごみ集積所の管理者及び使用者の責務については次に掲げるものとする。

(1) 使用者は、ごみ集積所においてごみの散乱、悪臭の発生、汚水流出等のないように十分に留意するとともに、使用者による収集終了後の清掃等の実施により、集積所を常に清潔に保たなければならない。

(2) 管理者及び使用者は、ごみ集積所の補修等を行うものとする。

(3) 管理者が、ごみ集積所に係る苦情等の意見について対応するものとする。

(4) 使用者は、指定された収集日の午前8時までに市指定の分別をし、排出するものとする。

(5) 使用者は、指定されたごみ袋には氏名を付し排出するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第67号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年告示第198号）

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

ごみ集積所設置・変更に関する協議書

年 月 日

那珂市長 様

申請者
住所
氏名
電話番号 ()

次のごみ集積所の（設置・変更）について協議をしたいので申し出ます。

集積所又は建築物の 所在地及び名称		
建築物の種類	戸建て住宅 共同住宅等	
使用戸数（区画数）		
開発行為	該当する ・ 該当しない	
着工予定年月日	年 月 日	
完成予定年月日	年 月 日	
集積所の設置場所	別紙のとおり	
集積所の概要	設置数	面積
		m ²
担当者（管理予定者）	住 所 氏 名 電話番号	
近隣住民への説明状況 等		

協議日	年 月 日
-----	-------

備考 位置図、配置図及び構造図等を添付すること。

様式第2号（第10条関係）

新規ごみ集積所設置に伴う届出書（戸建て住宅用）

年 月 日

那珂市長 様

管理者
住所
氏名
電話番号 （ ）

新たにごみ集積所を設置したので届け出ます。
なお、その維持管理は、管理者及び使用者が責任をもって行います。

集積所の設置場所	那珂市	
使用者氏名 (※記名押印又は署名)	住所：	住所：
	氏名：	氏名：
	住所：	住所：
	氏名：	氏名：
	住所：	住所：
	氏名：	氏名：
	住所：	住所：
	氏名：	氏名：
集積所の構造等	ダストボックス（有・無） 面積 m ²	
収集開始希望日	年 月 日	

※以下は、記入しないでください

可燃ごみ	資源ごみ		課長	課長補佐	グループ長	グループ員
		閲覧				

様式第3号（第10条関係）

新規ごみ集積所設置に伴う届出書（共同住宅等用）

年 月 日

那珂市長 様

届出人
住所
氏名
電話番号 ()

新たにごみ集積所を設置したので届け出ます。
なお、その維持管理は、管理者及び使用者が責任をもって行います。

共同住宅等の所在地	
共同住宅等の名称	
共同住宅等の規模	
管理者の住所	
管理者の氏名	
管理者の電話番号	
集積所の構造等	ダストボックス（有・無） 面積 m ²
収集開始希望日	年 月 日

※以下は、記入しないでください

可燃ごみ	資源ごみ	閲覧	課長	課長補佐	グループ長	グループ員

様式第4号（第11条関係）

ごみ集積所設置変更届出書

年 月 日

那珂市長 様

管理者
住所
氏名
電話番号 ()

ごみ集積所の設置場所を変更したので届け出ます。
なお、その維持管理は、管理者及び使用者が責任をもって行います。

集積所の設置変更場所	那珂市
変更理由	
集積所の構造等	ダストボックス（有・無） 面積 m ²
収集開始希望日	年 月 日

※以下は、記入しないでください

可燃ごみ	資源ごみ	閲覧	課長	課長補佐	グループ長	グループ員

様式第 5 号（第 1 2 条関係）

ごみ集積所廃止届出書

年 月 日

那珂市長 様

届出人（管理者）
住所
氏名
電話番号 （ ）

下記のとおり、ごみ集積所を廃止したので届け出ます。

記

廃止する集積所の住所	那珂市
廃止日	
廃止理由	

添付書類：集積所の位置図

※以下は、記入しないでください

地区	番号	閲覧	課長	課長補佐	グループ長	グループ員

様式第6号（第13条関係）

ごみ集積所管理者変更届出書

年 月 日

那珂市長 様

届出人
住所
氏名
電話番号 ()

ごみ集積所の管理者を変更したので届け出ます。
なお、その維持管理は、管理者及び使用者が責任をもって行います。

管理者を変更する 集積所の住所	那珂市
新管理者	氏名 住所 電話番号 ()
旧管理者	氏名 住所 電話番号 ()

添付書類：集積所の位置図

※以下は、記入しないでください

地区	番号		課長	課長補佐	グループ長	グループ員
		閲 覧				

様式第1号（第5条関係）
様式第2号（第10条関係）
様式第3号（第10条関係）
様式第4号（第11条関係）
様式第5号（第12条関係）
様式第6号（第13条関係）